



平成28年10月28日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 小林 雅彦

室長 補佐 上野 由佳

担当 大津 洋子

(代表電話)048(600)6210

改正育児・介護休業法等
施行直前説明会・個別相談会を開催します！！
～平成29年1月1日までに就業規則の整備等が必要です～

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するために、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました。これにより、平成29年1月1日までに、企業は、就業規則の改正やいわゆるマタニティハラスメントなどの防止措置に取り組む必要があります（資料1参照）。

厚生労働省埼玉労働局（局長 田畑 一雄）は、改正法施行を間近に控え、事業主等を対象に同法の内容について説明する「改正育児・介護休業法等施行直前説明会」及び「個別相談会」を開催します（資料2参照）。

多くの企業担当の皆様のご積極的な参加をお待ちしております。

説明会日程

平成28年11月 4日（金）埼玉労働局15階 小会議室

平成28年11月16日（水）埼玉労働局14階 大会議室

平成28年12月 2日（金）埼玉労働局16階 会議室

平成28年12月 5日（月）秩父労働基準監督署 会議室

平成28年12月 9日（金）埼玉労働局16階 会議室

時間は14:00～17:00（但し、秩父のみ13:30～16:00）

- 内 容
- (1) 改正育児・介護休業法について
 - (2) 改正男女雇用機会均等法について

申込方法 別紙申込書により FAX で埼玉労働局雇用環境・均等室まで

トモニン



仕事と介護の両立をサポート
している企業の証

資料1 育児・介護休業法が改正されます！（リーフレット）

資料2 改正育児・介護休業法等説明会のご案内（チラシ）

育児・介護休業法が改正されます!

—平成29年1月1日施行—

改正のポイント

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正を行いました。

(1) 介護休業の分割取得

現行

介護休業について、
介護を必要とする家族(対象家族)
1人につき、通算93日まで
原則1回に限り取得可能



改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、
3回を上限として、介護休業を分割
して取得可能

介護休業とは・・・

労働者(日々雇用される方を除く)が、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲は、配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、また、同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫です。(※今後見直しの予定です。)

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休暇について1日単位での取得



改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

介護休暇とは・・・

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで、介護その他の世話をを行うための休暇の取得が可能です。

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

改正内容

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)とは…

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならないとされています。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

(4) 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

現行

なし

改正内容

介護のための所定外労働の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度を新設しました。

介護休業給付金 が引き上げられます!!

(休業開始前賃金の給付割合)

40%

(介護休業開始が平成28年7月以前の場合)

67%

(介護休業開始が平成28年8月以降の場合)



介護休業給付金に関するお問い合わせは、お近くのハローワークへ。

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

現行

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

改正内容

以下の要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

雇用契約があるかないか、わからない人でも大丈夫です。



また、介護休業の取得要件については、①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること、②介護休業を取得する日から9か月経過する日⁽¹⁾までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととなります。

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得

改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

子の看護休暇とは・・・

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行

育児休業など※が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

改正内容

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

※育児休業の他に、子の看護休暇、所定外労働の制限(残業の免除)、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置も含まれます。

(1) 9か月経過する日とは、(介護休業を取得する日から93日経過する日)+(93日経過する日から6か月経過する日)のこと。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正

(8)いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行

・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

改正内容

- 左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用。
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法の施行日

改正法の施行日は、平成29年1月1日です。

事業主に義務付けられる各制度の詳細な内容については、決まり次第、厚生労働省のホームページなどでお知らせします。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の内容等、詳しくは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6028
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4763
●秋田	018-800-0770	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-2777	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-223-0560	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-219-5509	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-211-2307	●三重	059-261-2978	●徳島	088-652-2718		

改正育児・介護休業法等施行直前 説明会・相談会のご案内

〈埼玉労働局〉

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業や育児休業をしやすくなるよう、育児・介護休業法が改正され、平成29年1月に施行されます。

また、いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置も新設されます。

今回の改正により、事業主の皆様は就業規則の見直し、相談窓口の設置等への対応が必要になりますので、是非説明会にご参加ください！

<改正のポイント>

- 仕事と介護の両立支援制度関係：介護休業の分割取得、介護休暇の取得単位の柔軟化、介護のための所定労働時間の短縮措置等、介護のための所定外労働の制限 等
- 仕事と育児の両立支援制度関係：有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
- いわゆるマタハラ・パタハラ(職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)などの防止措置義務の新設

11/4 は定員に達しました。

少人数制の説明会です。ご予約いただければ就業規則等への規定の仕方など個別の相談も承ります。

● 説明会・相談会 開催日・場所

日にち	実施内容		場 所 (※)
	説明会	個別 相談会	
平成28年11月 4日 (金)	○	○	埼玉労働局15階 小会議室
平成28年11月16日 (水)	○	○	埼玉労働局14階 大会議室
平成28年12月 2日 (金)	○	○	埼玉労働局16階 会議室
平成28年12月 5日 (月)	○	○	秩父労働基準監督署 会議室
平成28年12月 9日 (金)	○	○	埼玉労働局16階 会議室

(※会場地図裏面参照)

● 各回スケジュール

説 明 会：14：00～15：50 (秩父会場のみ 13:30～15:00)

個別相談会：16：00～17：00 の予約制 (秩父会場のみ 15:00～16:00)

(説明会又は個別相談会のどちらかのみ参加も可能です。)

【申込方法】 裏面申込書により FAX にてお申し込みください。(参加費無料)

※各回ともに定員になり次第締め切ります。受付連絡はいたしませんので、当日会場へ直接お越しください。

※極力公共交通機関をご利用下さい。駐車場を利用される場合自己負担となります。

